



発行 新潟県

第 83 号

平成26年10月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1452 自衛隊員の募集（市町村課）
- 1453 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1454 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1455 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1456 保安林の指定（治山課）
- 1457 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1458 換地処分（農地整備課）
- 1459 公共測量の実施通知（監理課）
- 1460 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1461 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1462 道路の区域変更（道路管理課）
- 1463 道路の供用開始（道路管理課）
- 1464 道路の区域変更（道路管理課）
- 1465 道路の供用開始（道路管理課）
- 1466 道路の区域変更（道路管理課）
- 1467 道路の供用開始（道路管理課）
- 1468 道路の区域変更（道路管理課）
- 1469 道路の供用開始（道路管理課）
- 1470 道路の区域変更（道路管理課）
- 1471 道路の区域変更（道路管理課）
- 1472 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

企業局公告

- 一般競争入札の実施（企業局総務課）
- 一般競争入札の実施（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 32 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 33 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 34 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 35 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 36 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 37 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 38 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 110 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 111 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第1452号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成27年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
募集種目	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男 子	陸上自衛隊	若干名	平成26年11月7日（金）から 平成26年11月28日（金）まで
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日		試 験 会 場
男 子	平成26年12月6日（土）	陸上自衛隊高田駐屯地 （上越市南城町3-7-1）
	平成26年12月7日（日）	陸上自衛隊新発田駐屯地 （新発田市大手町6-4-16）

3 合格発表

平成27年1月16日（金）

4 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

5 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第1453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	特別養護老人ホームしうんじ（地域密着型）	新発田市真野原外3331番地2	短期入所生活介護	H26.9.1
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	特別養護老人ホームしうんじ（地域密着型）	新発田市真野原外3331番地2	介護予防短期入所生活介護	H26.9.1
社会福祉法人苗場福祉会	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	みさと苑訪問リハビリテーション	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	訪問リハビリテーション	H26.8.1

社会福祉法人苗場福祉会	中魚沼郡津南町 大字芦ヶ崎乙 317-1	みさと苑訪問リハビリテーション	中魚沼郡津南町 大字芦ヶ崎乙 317-1	介護予防訪問リハビリテーション	H26. 8. 1
-------------	----------------------------	-----------------	----------------------------	-----------------	-----------

◎新潟県告示第1454号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市旭町2丁目11番17号	三条市東三条1丁目9番20号	三条市旭町2丁目11番17号	H26. 9. 1

◎新潟県告示第1455号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
医療法人立川メディカルセンター	長岡市神田町3丁目2番地11	介護老人保健施設石黒爽風苑	柏崎市高柳町石黒字久保田1660番地	通所リハビリテーション	H26. 6. 30
医療法人立川メディカルセンター	長岡市神田町3丁目2番地11	介護老人保健施設石黒爽風苑	柏崎市高柳町石黒字久保田1660番地	介護予防通所リハビリテーション	H26. 6. 30
医療法人立川メディカルセンター	長岡市神田町3丁目2番地11	介護老人保健施設石黒爽風苑	柏崎市高柳町石黒字久保田1660番地	短期入所療養介護	H26. 6. 30
医療法人立川メディカルセンター	長岡市神田町3丁目2番地11	介護老人保健施設石黒爽風苑	柏崎市高柳町石黒字久保田1660番地	介護予防短期入所療養介護	H26. 6. 30
医療法人立川メディカルセンター	長岡市神田町3丁目2番地11	介護老人保健施設石黒爽風苑	柏崎市高柳町石黒字久保田1660番地	介護老人保健施設	H26. 6. 30
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	デイサービスセンターことぶき園	新発田市藤塚浜3585番地110	通所介護	H23. 3. 31
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	デイサービスセンターことぶき園	新発田市藤塚浜3585番地110	介護予防通所介護	H23. 3. 31

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	訪問看護ステーションしうんじ	新発田市真野原外3331番地2	訪問看護	H26. 3. 31
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	訪問看護ステーションしうんじ	新発田市真野原外3331番地2	介護予防訪問看護	H26. 3. 31
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局六日町店	南魚沼市六日町2637-1	居宅療養管理指導	H26. 7. 13
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	あさひ薬局六日町店	南魚沼市六日町2637-1	介護予防居宅療養管理指導	H26. 7. 13

◎新潟県告示第1456号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年10月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県十日町市小出字薬師癸 2392、癸 2392 の 1、癸 2393、癸 2395、癸 2398 から癸 2401 まで、癸 2403、癸 2411、癸 2412、癸 2420、癸 2420 の 1、癸 2429、癸 2430

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年10月24日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

監事 三条市上須頃121番地 小林 賢

就任年月日 平成26年10月4日

◎新潟県告示第1458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、弥彦村を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業大戸地区に係る換地処分をした。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第1459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定

により公示する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成26年9月23日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域 信濃川下流域（新潟市、加茂市、三条市、燕市、長岡市、田上町）

◎新潟県告示第1460号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
三条市
- 2 事業の種類
三条市立井栗児童クラブ施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
三条市西潟地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

三条市立井栗児童クラブ施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施するための施設であり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業であることから、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について、必要な経費を今年度予算措置しているとともに履行の確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

三条市では、市の総合計画において、仕事と子育ての両立のための環境整備や児童の健全育成の充実を課題として、放課後児童健全育成事業に取り組んでいる。

市で設置している児童クラブの利用者は、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、総じて年々増加している。本件事業で整備する井栗児童クラブも、現在三条市立井栗小学校の特別教室を活用して運営しているものの利用者が急増し、今現在の児童一人当たりのスペースは厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」に沿っていない状況にある。また、井栗小学校の授業時間の見直しによる児童クラブの開設時間の調整や活動の制限などの問題も生じている。

さらに、今後児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象児童の範囲が明確化されることに伴い、今まで以上に放課後児童クラブの利用者が増加するものと見込まれている。

市ではこれらの状況を踏まえ、井栗小学校内に空き教室もないことから、新たに移転新築することとしている。

本件事業実施により、児童一人一人に必要とされる面積が確保され、落ち着いた学習環境、遊び等の集団活動の場及び静養スペースを活用できることから、遊びや生活の中で自主性や社会性を育て児童の健全な育成を図るといふ、放課後児童健全育成事業の本来の目的の達成が可能となるとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援にもつながる。また、児童福祉法改正後の放課後児童クラブの運営に備えることで、今後の利用者数の増加にも対応できる。

本件事業による周辺環境への影響として、児童送迎時の車の騒音やライトが考えられるが、周囲に住宅がないことや停車時にはエンジンを切るよう利用者のルールの徹底を図ることから、周囲への影響は極めて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に該当しないこと、また、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）に基づく特別地域にも該当しないことを市で担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、児童クラブの適正な活動、児童の安全及び保護者の利便性が確保できる場所で、井栗小学校から移動しやすい場所であることを条件に小学校敷地内も含む3箇所を選定し、今後の児童クラブの運営に支障を来すことなく、児童の健全育成が図られる場所を比較検討した結果、小学校に近接し、クラブ活動に必要な面積及び保護者の送迎用駐車場が確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、児童クラブ利用者の急増によりクラブ室が手狭となったことに伴い、落ち着いた学習環境の確保及び遊びなどの集団活動に支障が生じており、保護者から以前に比べ多様な活動が減り、内容に低下がみられる旨苦情が出ている。また、今後の利用児童の増加に対応可能とするためにも、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三条市役所栄庁舎三条市教育委員会子育て支援課

◎新潟県告示第1461号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 起業者の名称

新潟市

2 事業の種類

（仮称）内野地区集会施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新潟市西区内野町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(3) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）内野地区集会施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、新潟市西区役所の西出張所（以下「出

出張所」という。)、西地域保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。))及び区民が地域のコミュニティ活動を行う集会施設を一体的に整備するものであり、出張所及び保健福祉センターは法第3条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に、保健福祉センター内の診療所は法第3条第24号に規定する「医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関」に関する事業に、また、集会施設は法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業にそれぞれ該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新潟市では、西区の内野地区にある既存庁舎を、政令指定都市に移行後は西区の出張所及び同出張所分庁舎(以下「分庁舎」という。))として活用し、内野地区の行政サービスを行っているが、庁舎が分散していること、会議室が分庁舎にしかないこと、また、保健福祉センターがある分庁舎は駐車場が少ないことなどから、出張所と分庁舎の間を行き来しなくてはならない場合が多々あり、来庁者に不便をもたらしている。さらに、出張所及び分庁舎は建築後45年以上経過しており、耐震診断の結果、速やかな安全性の確保が必要となっている。

一方、市では地域の特性を生かした住民自治を進めるため、地域づくりの主体となる自治会や町内会などの地域コミュニティとの協働によるまちづくりを推進しているが、内野地区には集会施設として西地区公民館があるものの、利用したいホールや集会室は稼働率が高く、サークル活動での長期予約で埋まっているため、地域コミュニティが実施する事業の会場確保に支障が生じている。

市では、これらのことから、地域住民の利便性の向上、行政庁舎の将来的な安全性及び施設維持のコストなどを考慮するとともに地域コミュニティ活動の活性化を図るため、「(仮称)内野地区集会施設建設事業基本構想」を策定して検討した結果、行政庁舎と集会施設の複合施設として整備することとしている。

本件事業の実施により、分散していた出張所の機能が集約されることで来庁者の不便や負担が解消され、庁舎の安全性が確保される。また、集会施設の機能を加えて整備することで地域コミュニティと行政が地域の問題を共有し、情報交換を行いながら問題解決に向けて連携を図ることが可能となり、防災活動や高齢者の見守りなどの地域コミュニティの活動が活性化し、住みよいまちづくりが推進される。

さらに相乗効果として、起業地は内野地区のまちの中心部に位置し公共交通機関も整っているためアクセスしやすく、周辺の商業施設、JR内野駅、新潟大学などと連携したまちの賑わい創出も期待できる。

本件事業による近隣住民等周辺環境への影響として、施設利用による騒音及び駐車車両の騒音や排気ガスなどが考えられるが、建物の防音設備や駐車場敷地の防音壁の設置、また、駐車時のエンジン停止の徹底など万全な対策を講じ、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地について、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に関しては事前に試掘調査を実施のうえ結果を協議する必要があるが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に関しては新潟県指定新潟角田鳥獣保護区区域内であるものの、いずれも特に支障はない旨市で担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、必要面積が確保できて交通の便がよく、まちの賑わいづくりが見込める場所3箇所を選定し、経済的条件や立地条件を考慮して比較検討した結果、本件起業地はバス停留所や駅が近い現出張所に隣接しているため、今まで同様に公共交通機関を利用して来庁するにも便がよく、移転後は出張所跡地を駐車場としてできること、集会施設の利用にも、多方面から幅広い年齢層の参集が可能であるとともに地域コミュニティの実施する事業にも気軽に立ち寄ることができるなど、地域コミュニティ活動の活性化が見込まれることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3

号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように出張所及び分庁舎が建築後45年以上経過し、地震による倒壊又は崩壊の危険性があること、また、内野地区の集会施設の不足により、地域課題の解決や交流活動の活性化のために実施する大規模な会議や講演会などの会場確保が難しく、そのため地域住民や地域コミュニティから集会施設の整備を求める要望書が市に提出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市西区役所地域課

◎新潟県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下長橋上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市横岡441番1から	新	6.2～19.0メートル	158.3メートル
同市横岡434番2まで	旧	5.5～18.2メートル	157.7メートル

◎新潟県告示第1463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 下長橋上館線
- 2 供用開始の区間
新発田市横岡441番1から同市横岡434番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月24日

◎新潟県告示第1464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大口与板線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市横山字村西 151 番 1 から	新	10.4～16.4メートル	286.8メートル
同市関根字坊主館87番 1 まで	旧	10.6～16.4メートル	286.8メートル

◎新潟県告示第1465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大口与板線
- 2 供用開始の区間
長岡市横山字村西151番 1 から同市関根字坊主館87番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月24日

◎新潟県告示第1466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高倉東野名線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市東野名字上段 414 番 2 から	新	6.4～13.4メートル	33.1メートル
同市東野名字上段412番 2 まで	旧	6.4～10.4メートル	33.1メートル

◎新潟県告示第1467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 高倉東野名線
- 2 供用開始の区間
魚沼市東野名字上段414番 2 から同市東野名字上段412番 2 まで

3 供用開始の期日 平成26年10月24日

◎新潟県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市深沢字西川端381番5から 同市深沢字西川端557番まで	新	5.0～10.4メートル	815.5メートル
	旧	5.0～9.0メートル	815.4メートル

◎新潟県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 塩沢大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市深沢字西川端381番5から同市深沢字西川端557番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月24日

◎新潟県告示第1470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一村尾六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市八幡字谷内19番10から 同市八幡字日越101番14まで	新	7.9～8.2メートル	48.9メートル
南魚沼市八幡字谷内19番10から 同市八幡字日越101番8まで	旧	7.6～9.7メートル	115.1メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市羽茂本郷 631 番 1 から 同市羽茂本郷104番 1 まで	新	7.2～16.0メートル	685.8メートル
	旧	6.5～11.3メートル	686.0メートル

◎新潟県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷631番 1 から同市羽茂本郷104番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月24日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
交番用情報系端末装置等の借上げ
交番用情報系端末装置等 115台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年10月2日
- 6 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 7 落札価格
42,310,512円
- 8 入札公告日
平成26年8月19日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
ゲートウェイ・ファイルサーバ等機器の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年10月6日
- 6 落札者の氏名及び住所
N T Tファイナンス株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 7 落札価格
47,329,920円
- 8 入札公告日
平成26年8月26日
- 9 落札方式
最低価格

企業局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、三面発電所など水力発電所3か所の電力売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年10月24日

新潟県企業管理者 早福 弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
三面発電所など水力発電所3か所の電力売却
 - (2) 対象発電所
 - ア 三面発電所(新潟県村上市岩崩 地内)
 - イ 猿田発電所(新潟県村上市岩崩 地内)
 - ウ 奥三面発電所(新潟県村上市岩崩 地内)
 - (3) 予定売却電力量

ア 平成27年度 342,757,000 kWh

イ 平成28年度 341,700,000 kWh

なお、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

(4) 契約期間及び売却期間

契約期間：契約締結の日から平成29年3月31日まで

売却期間：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 入札方法

入札は1kWh当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 本件の公告日から入札日までにおいて、新潟県知事から指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(6) 直近の事業年度又は直近1年間（平成25年5月以降の1年間）のいずれかにおいて、当契約の対象となる発電所の最大発電可能電力量である755,988,000 kWh以上の電力の供給実績があること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 直近の事業年度の消費税及び地方消費税並びに新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所）を有する法人にあっては県税、新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては法人税について未納がない者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成26年11月12日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話番号 025-280-5565（直通）

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札日時、開札日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月17日（水）午後1時

(2) 場所

新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

5 その他

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（1kWh当たりの単価）に平成27年度及び平成28年度の予定売却電力量（684,457,000 kWh）を乗じた金額を売却期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（1円未満切り上げ）以上の金額とする。ただし、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「規程」という。）第146条第3項に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（1kWh当たりの単価）に平成27年度及び平成28年度の予定売却電力量（684,457,000 kWh）を

乗じた金額を売却期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（1円未満切り上げ）以上の金額とする。ただし、規程第137条第3項に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成26年11月12日（水）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く）の各日の午前9時から午後5時までに前記3(2)の場所に提出し、前記2の資格について確認を受けなければならない。

なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県企業局）へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、胎内第一発電所など水力発電所8か所の電力売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年10月24日

新潟県企業管理者 早 福 弘

1 入札に付する事項

(1) 件名

胎内第一発電所など水力発電所8か所の電力売却

(2) 対象発電所

ア 胎内第一発電所（新潟県胎内市下荒沢 地内）

イ 胎内第二発電所（新潟県胎内市下荒沢 地内）

ウ 胎内第三発電所（新潟県胎内市熱田坂 地内）

エ 田川内発電所（新潟県五泉市小面谷 地内）

オ 笠堀発電所（新潟県三条市大字笠堀 地内）

カ 刈谷田発電所（新潟県長岡市栃堀 地内）

キ 高田発電所（新潟県上越市大字今泉 地内）

ク 新高田発電所（新潟県上越市大字今泉 地内）

(3) 予定売却電力量

ア 平成27年度 201,931,000 kWh

イ 平成28年度 201,743,000 kWh

なお、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

(4) 契約期間及び売却期間

契約期間：契約締結の日から平成29年3月31日まで

売却期間：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 入札方法

入札は1kWh当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 本件の公告日から入札日までにおいて、新潟県知事から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 直近の事業年度又は直近1年間（平成25年5月以降の1年間）のいずれかにおいて、当契約の対象となる発電所の最大発電可能電力量である381,060,000 kWh以上の電力の供給実績があること。
ただし、三面発電所など水力発電所3か所の電力売却の落札者にあつては、上記期間において1,137,048,000 kWh以上の電力の供給実績があること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 直近の事業年度の消費税及び地方消費税並びに新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所）を有する法人にあつては県税、新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては法人税について未納がない者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成26年11月12日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話番号 025-280-5565（直通）

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札日時、開札日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月17日（水）午後2時

(2) 場所

新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

5 その他

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（1 kWh当たりの単価）に平成27年度及び平成28年度の予定売却電力量（403,674,000 kWh）を乗じた金額を売却期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（1円未満切り上げ）以上の金額とする。ただし、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「規程」という。）第146条第3項に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（1 kWh当たりの単価）に平成27年度及び平成28年度の予定売却電力量（403,674,000 kWh）を乗じた金額を売却期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（1円未満切り上げ）以上の金額とする。ただし、規程第137条第3項に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成26年11月12日（水）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く）の各日の午前9時から午後5時までに前記3(2)の場所に提出し、前記2の資格について確認を受けなければならない。

なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県企業局）へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
(平成)				
26. 7. 15	石田敏明後援会(明水会)	佐藤良美	石田敏明	見附市今町3丁目12番42号
26. 7. 15	石田敏明の会	石田敏明	石田裕子	見附市今町3丁目9番4号
26. 7. 11	いしづき幸子と市政を拓きつなげる会	会田きよみ	佐藤志津	新潟市西区上新栄町3丁目4-68-2
26. 7. 29	大竹まさはる後援会	大竹雅春	永見康之	長岡市小国町新町10-1
26. 7. 31	小川ひでお後援会	渡辺みどり	小坂井哲夫	見附市本所1丁目2番64号
26. 7. 29	小野徳重後援会	小野金吾	伊藤敬一	胎内市黒川1247
26. 7. 3	小島すすむ後援会	小島晋	小島澄江	新潟市秋葉区みそら野2丁目4-12
26. 7. 22	長谷川まさる後援会	長谷川優	長谷川美代子	新潟市北区太田2072番地
26. 7. 11	藤井秀人後援会	白倉與志司	藤田謙一	燕市笈ヶ島2140-1
26. 8. 13	大塚昇一後援会	吉原芳郎	宮木周作	小千谷市若葉2丁目95番地
26. 8. 13	大塚政経研究会	大塚昇一	宮木周作	小千谷市若葉2丁目95番地
26. 8. 21	佐野勇後援会	佐野勇	佐野知子	見附市熱田町302番地
26. 8. 15	とよしま真後援会	豊島真	増井英二	新潟市東区山木戸6-9-13
26. 8. 4	ほり勝重後援会	斎藤慶蔵	中条健	燕市小古津新1597
26. 8. 4	森本まさし後援会	森本将司	高橋善成	胎内市長橋下36番地4
26. 8. 6	わたなべ栄六後援会	渡邊栄六	工藤寿雄	胎内市東牧721-21
26. 9. 9	新しい力!池田ちか子を県政におくる会	両見道男	赤澤良一	柏崎市上田尻3141-13
26. 9. 10	いい街つくろうわが街新発田	板垣功	河内正人	新発田市下内竹476-1
26. 9. 9	いけやまひろき後援会	松本典久	池山浩子	見附市昭和町2-17-31
26. 9. 4	今井和代後援会	今井恵理	今井晴樹	長岡市宝1丁目3-36
26. 9. 24	押野見あさいち後援会	押野見浅一	久保茂	見附市下関町999番地
26. 9. 5	佐藤栄作後援会	佐藤栄作	星野功	小千谷市蕨生甲1532番地5
26. 9. 25	佐藤正彦後援会	佐藤正彦	佐藤正彦	見附市今町1-4-8
26. 9. 25	しのだ昭とみんなの青空ネット	藤田晋	小泉孝夫	新潟市中央区出来島1-3-11ロイヤル千歳21
26. 9. 18	市民がつくる新潟の会	嶋悌司	谷正比呂	新潟市中央区弁天3丁目3-5新潟マンション305号
26. 9. 29	日本福祉生活の会	山崎博一	山崎好雄	燕市米納津3180-7
26. 9. 19	妙高の成長戦略をつくる会	平大次郎	中井克己	妙高市中川5番地7号
26. 9. 19	未来創生	近藤英雅	上野伸子	見附市学校町1丁目10番27号
26. 9. 9	渡辺美絵後援会	渡辺慶明	渡辺麗子	見附市本町2-3-4
26. 9. 2	渡辺葉子後援会	石塚達雄	渡辺葉子	新発田市下中396-6

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
26. 7. 23	自由民主党青海支部	会計責任者	嶋田優
26. 7. 4	自由民主党加治川支部	会計責任者	中野藤彰
26. 7. 3	自由民主党新潟県看護連盟支部	代表者	阿部時子
		主たる事務所の所在地	新潟市江南区袋津2-2-36阿部時子内
26. 7. 14	自由民主党新潟県支部連合会	会計責任者	小野峯生
26. 8. 6	自由民主党津南支部	会計責任者	伊林康男
		主たる事務所の所在地	中魚沼郡津南町大字下船渡戊216-1(榎高橋工務所内2F)
26. 9. 29	自由民主党六日町支部	代表者	阿部俊夫

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
26. 5. 22	民主ながおか	代表者	佐藤伸広
		会計責任者	田中喜作
		主たる事務所の所在地	長岡市川口田麦山1817
26. 7. 11	内山会	主たる事務所の所在地	新潟市中央区近江2-14-17
26. 7. 3	新潟県看護連盟	代表者	阿部時子
26. 8. 7	風の会	政治団体の名称	小林豊彦後援会
26. 8. 19	二階堂かおる後援会	主たる事務所の所在地	新潟市住吉町3丁目3-27
26. 9. 2	新潟卸団地政経懇話会	会計責任者	植木孝
26. 9. 10	新潟市医師連盟	代表者	藤田一隆
		会計責任者	遠藤正人
26. 9. 2	入村明後援会	主たる事務所の所在地	妙高市美守2丁目542-1
26. 9. 2	妙高市の未来を拓く会	主たる事務所の所在地	妙高市美守2丁目542-1
26. 9. 11	吉田たかし後援会	政治団体の名称	新潟を成長させる市民の会
26. 9. 16	わたなべ和光後援会	代表者	渡邊和光
		会計責任者	高橋剛士
		主たる事務所の所在地	新潟市東区秋葉1丁目10-24
26. 9. 30	渡辺ひろきち後援会	主たる事務所の所在地	北蒲原郡聖籠町大字次第浜1682-2

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解 散

年月日 政治団体の名称

(平成)

24.10.22 小内けいいち後援会

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

政治団体の名称 小内けいいち後援会

報告年月日 平成 26年 7月 23日

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

平成24年分

[その他の政治団体]

政治団体の名称 いとう正行後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

届出年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
26. 7. 22	長谷川優	県議会議員	長谷川まさる後援会	新潟市北区太田2072番地	長谷川優
26. 7. 3	小島晋	県議会議員	小島すすむ後援会	新潟市秋葉区みそら野2丁目4-12	小島晋
26. 7. 9	佐藤伸広	県議会議員	民主なおか	長岡市川口田麦山1817	佐藤伸広
26. 7. 16	細野弘康	指定都市議会議員	細野ひろやすを育てる会	新潟市東区紫竹3-16-6マ・レンヌ・ドゥミルA-1	細野弘康
26. 9. 16	渡邊和光	指定都市議会議員	わたなべ和光後援会	新潟市東区秋葉1丁目10-24	渡邊和光
26. 8. 13	大塚昇一	市長	大塚政経研究会	小千谷市若葉2丁目95番地	大塚昇一
26. 8. 6	渡邊栄六	市議会議員	わたなべ栄六後援会	胎内市東牧721-21	渡邊栄六

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

届年 月日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
26. 7. 9	佐藤伸広	県議会議員 県議会議員	佐藤伸広後援会 佐藤伸広後援会	公職の種類 主たる事務所の所在地	市議会議員 北魚沼郡川口町大字田麦山512-1
26. 9. 2	入村明	市長	入村明後援会	主たる事務所の所在地	妙高市美守2丁目542-1
26. 7. 9	佐藤伸広	市議会議員	佐藤伸広後援会	主たる事務所の所在地	長岡市川口田麦山1817

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第1号による届出

届年 月日	資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
26. 7. 9	佐藤伸広	市議会議員	佐藤伸広後援会	長岡市川口田麦山1817	佐藤伸広

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第110号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成26年10月24日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年11月26日(水)から平成26年12月5日(金)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI

3 受講定員

15人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第

5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年10月30日(木)から平成26年10月31日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(9) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年11月18日(火)から平成26年11月19日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

- 7 本講習に関する問合せ先
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成26年10月24日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年12月1日（月）から平成26年12月5日（金）までの5日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

15人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年11月6日（木）から平成26年11月7日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(4) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(9) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(5) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(6) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(7) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年11月20日（木）から平成26年11月21日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）